

## 生涯スポーツ推進キャラクター「ザッキー」使用規程

平成30年8月6日

宮崎県教育庁スポーツ振興課

### (目的)

第1条 この規程は生涯スポーツ推進キャラクター「ザッキー」(以下「ザッキー」という。)を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

### (ザッキーに関する権限)

第2条 ザッキーに関する一切の権限は、宮崎県に属する。

### (使用の基準等)

第3条 ザッキーを使用する者は、本規程を遵守しなければならない。

2 ザッキーは次の号のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

- (1) 宮崎県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (5) ザッキーの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) その他知事が不相当と認めた場合

3 ザッキーを使用する場合は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形式などを正しく使用すること。
- (2) ザッキーのイメージを損なう展開及び応用使用をしないこと。

### (使用の停止等)

第4条 知事は、第3条に照らし必要があると認める場合には、ザッキーを使用している者に対して、ザッキーの使用の停止を指示することができる。

### (経費等の負担)

第5条 宮崎県は、ザッキーを使用した者に対し、その使用に係る経費又は役務を負担しない。

### (損失補償等の責任)

第6条 宮崎県は、ザッキーの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

### (事務)

第7条 この規程に関する事務は、宮崎県教育庁スポーツ振興課が行う。

### (その他)

第8条 この規程に定めるものの他、ザッキーの使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成30年8月6日から施行する。